

1 ガスの特別な事後監視について（報告徴収）

2 （趣旨）

3 ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、3年間監視することとされている。

9 以上を踏まえ、新たに報告対象となった事業者に対して、ガス事業法に基づく報告徴収を実施することにより、令和3年度第3四半期以降、令和6年度第2四半期までの間（3年間）、毎四半期ごとに、必要な情報を収集することについてご審議いただく。

14 【報告徴収の概要】

16 1. 報告対象の供給区域

- 17 ● 東京ガス株式会社の旧供給区域（東京地区等）
- 18 ● 大阪ガス株式会社の旧供給区域

20 2. 報告内容

21 (1) 家庭向けの標準的な小売料金水準として以下の内容について別添様式1にて報告を求める。

- 22 ①標準ガス使用量
- 23 ②標準料金
- 24 ③原料費調整
- 25 ④家庭用のガス販売量
- 26 ⑤家庭用のガス売上高

28 (2) 標準ガス使用量の改定を行った場合は改定内容及び改定理由を、標準料金として使用しているメニューの改定を行った場合は改定内容及び改定理由を、別添様式2にて報告を求める。

32 3. 報告期限

33 令和3年度第3四半期以降、令和6年度第2四半期までの間（3年間）、毎四半期ごとに、当該四半期の最終月の末日から一月を経過する日までに報告を求める。

37 以上

38 経済産業省

39
40 20211213電委第1号
41 令和4年 月 日

42
43 東京瓦斯株式会社
44 代表執行役社長 内田 高史 殿

45
46
47
48 電力・ガス取引監視等委員会委員長 横山 明彦

49
50
51
52 ガス小売事業の運営状況について（報告徴収）

53
54 上記の件について、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第189条第2項
55 の規定により委任された第171条第1項の規定による権限に基づき、下記の
56 項目について、別添様式1及び様式2により報告することを求めます。

57 なお、当該報告の内容を踏まえ、追加的に報告及び資料の提出を求めることが
58 あります。

59
60 記

61
62 1. 報告対象の供給区域

63 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第
64 22条第6項の規定により指定旧供給区域等として指定を受けていた貴社の
65 供給区域。

66
67 2. 報告内容

68 （1）報告対象の供給区域における、家庭向けの標準的な小売料金水準として、

69 ①標準ガス使用量（m3）

70 ②標準料金（税込み・円）

71 ③原料費調整分（円/m3）

72 ④家庭用のガス販売量（m3）

73 ⑤家庭用のガス売上高（税抜き・円）

74 について、別添様式1に記載すること。

75

76 (2) 報告対象の供給区域において、標準ガス使用量の改定を行った場合は、改
77 定内容(改定前後の、適用開始時期、標準熱量及び標準ガス使用量算定期間)
78 及び改定理由を、標準料金として使用しているメニュー(料金体系等)の改
79 定を行った場合は、改定内容(改定前後の料金メニューの概要を含む。)及び
80 改定理由を別添様式2に記載すること。

81

82 3. 報告期限

83 令和3年度第3四半期以降、令和6年度第2四半期までの間、毎四半期ごと
84 に、当該四半期の最終月の末日から一月を経過する日までに報告すること。

85

- | |
|--|
| <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> |
|--|

86

87 経済産業省

88
89 20211213電委第1号
90 令和4年月日

91
92 大阪瓦斯株式会社
93 代表取締役社長 藤原 正隆 殿

94
95
96
97 電力・ガス取引監視等委員会委員長 横山 明彦

98
99
100
101 ガス小売事業の運営状況について（報告徴収）

102
103 上記の件について、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第189条第2項
104 の規定により委任された第171条第1項の規定による権限に基づき、下記の
105 項目について、別添様式1及び様式2により報告することを求めます。

106 なお、当該報告の内容を踏まえ、追加的に報告及び資料の提出を求めることが
107 あります。

108
109 記

110
111 1. 報告対象の供給区域

112 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第
113 22条第6項の規定により指定旧供給区域等として指定を受けていた貴社の
114 供給区域。

115
116 2. 報告内容

117 （1）報告対象の供給区域における、家庭向けの標準的な小売料金水準として、

118 ①標準ガス使用量（m3）

119 ②標準料金（税込み・円）

120 ③原料費調整分（円/m3）

121 ④家庭用のガス販売量（m3）

122 ⑤家庭用のガス売上高（税抜き・円）

123 について、別添様式1に記載すること。

124

125 (2) 報告対象の供給区域において、標準ガス使用量の改定を行った場合は、改
126 定内容(改定前後の、適用開始時期、標準熱量及び標準ガス使用量算定期間)
127 及び改定理由を、標準料金として使用しているメニュー(料金体系等)の改
128 定を行った場合は、改定内容(改定前後の料金メニューの概要を含む。)及び
129 改定理由を別添様式2に記載すること。

130

131 3. 報告期限

132 令和3年度第3四半期以降、令和6年度第2四半期までの間、毎四半期ごと
133 に、当該四半期の最終月の末日から一月を経過する日までに報告すること。

134

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に、当委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、処分の取消しの訴えを提起するこ
とができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求
に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対す
る裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消
しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの
処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年
を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる
場合があります。

135

家庭向けの標準的な小売料金水準報告書

事業所名		殿
報告対象時期	令和 年度第 四半期	
報告年月日	年 月 日	
供給地区等		
標準熱量(MJ/m ³)		
標準ガス使用量算定期間	年 月 ~ 年 月	

項目	項目	令和2年度														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
標準料金	標準ガス使用量(m ³)	a														
	標準料金(税込み)(円)	b														
	$c=b/a$ (円/m ³) (自動計算)	c														
	原料費調整分(円/m ³)	d														
	原調除く平均単価(円/m ³) (自動計算)	e														
(参考)	ガス販売量(m ³)	f														
販売単価	売上高(税抜き)(円)	g														
(家庭用)	原調除く平均単価(円/m ³) (自動計算)	h														

記載要領

- 黄色で塗りつぶされたセルに指定された項目を記入する。
- 供給地区等には、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第22条第6項の規定により指定旧供給区域等として指定を受けていた貴社の供給区域又は同法附則第2
- 標準ガス使用量は、気温変動、大規模災害等の社会情勢の変動要因を排除するため、3年以上の期間の家庭用の月別使用量を調定数で除した値の平均値とする。
- 標準ガス使用量を変更した場合には、改定内容(改定前後の、適用開始時期、標準熱量及び標準ガス使用量算定期間)及び改定理由を様式2に記載する。
- 標準料金(税込み)は、当該指定旧供給区域等又は指定旧供給地点に係る指定の解除がなされた日の属する月の前月からの各月分について、標準ガス使用量に対応する料金を各月時点の供給給
- 標準料金として使用しているメニューの改定や原料費調整の内容を変更した場合には、新旧料金表及び改定理由を様式2に記載する。
- 原料費調整分には、当該指定旧供給区域等又は指定旧供給地点に係る指定の解除がなされた日の属する月の12月前からの各月分について、各月時点の供給約款における基準平均原料価格を(注)旧標準一般ガス供給約款「23 単位料金の調整(1)①②」の「±0.〇〇〇円×原料価格変動額/100円」を指す。なお、「0.〇〇〇円」とは、原料価格が100円変動した場合の1m³相当のガス料金の
- ガス販売量及び売上高(税抜き)には、当該指定旧供給区域等又は指定旧供給地点に係る指定の解除がなされた日の属する月の12月前からの各月分について、一般家庭用に販売した値を記載す

令和3年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

8条第5項の規定により指定旧供給地点として指定を受けていた貴社の供給地点群を記載することとし、標準ガス使用量、ガス販

りにより算定した値を記載する。

において算定される原料価格変動額から導き出される1㎡当たりの増減金額(税込み)(注)を記載する。
調整額を一定算式にもとづいて算定した値のことをいう。

令和4年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

気量は貴社が供給するガスの標準熱量で記載する。

令和5年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

令和6年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
						-	-	-	-	-	-
						-	-	-	-	-	-
						-	-	-	-	-	-
						-	-	-	-	-	-
						-	-	-	-	-	-

1. 標準ガス使用量の改定に伴う報告

	適用開始時期	標準熱量	標準ガス使用量算定期間	改定理由
改定前	年 月～	(MJ/m ³)	年 月～ 年 月	
改定後	年 月～	(MJ/m ³)	年 月～ 年 月	

2. 標準料金として使用しているメニューの改定に伴う報告

新旧料金表		改定理由
旧料金	新料金	

(参考)

136

137 ○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（抄）

138 （報告の徴収）

139 第七十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で
140 定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管
141 事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しく
142 は販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

143 2～3 （略）

144 （権限の委任）

145 第八十九条 （略）

146 2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第七十条の規定による権限、
147 ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事
148 業者に対する第七十一条第一項の規定による権限(前項の政令で定める規定
149 並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関する
150 ものを除く。)並びにガス事業者に対する第七十二条第一項の規定による権
151 限(前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として
152 政令で定める規定に関するものを除く。)を委員会に委任することができる。

153 3～6 （略）

154

155 ○ガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）（抄）

156 （権限の委任）

157 第十五条 （略）

158 2 法第八十九条第二項に規定する権限は、電力・ガス取引監視等委員会(第
159 四項及び第五項において「委員会」という。)が行うものとする。ただし、経
160 済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

161 3～5 （略）